

京 都 大 学 再 生 医 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p>	
<p>(目的) 第 2 条 再生医科学研究所は、生体組織及び臓器の再生に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。</p>	<p>(目的) 第 2 条 再生医科学研究所は、生体組織及び臓器の再生に関する学理及びその応用の研究を行うとともに、<u>全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</u></p>
<p>(中 略)</p>	
<p>(副所長)</p>	<p>(副所長)</p>
<p>第 3 条の 2 再生医科学研究所に、副所長 <u>1 名</u> を置くことができる。</p>	<p>第 3 条の 2 再生医科学研究所に、副所長 <u>2 名以内</u> を置くことができる。</p>
<p>2 副所長は、再生医科学研究所の専任の教授のうちから所長が指名する。</p>	<p>2 } (同 左)</p>
<p>3 副所長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。</p>	<p>3 } (同 左)</p>
<p>4 副所長は、所長の職務を助ける。</p>	<p>4 } (同 左)</p>
<p>(協議員会)</p>	<p>(協議員会)</p>
<p>第 4 条 再生医科学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。</p>	<p>第 4 条 } (同 左)</p>
<p>2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める</p>	<p>2 } (同 左)</p>
	<p>(運営委員会)</p>
	<p><u>第 4 条の 2 再生医科学研究所に、第 2 条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</u> 2 <u>運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p>
<p>(研究部門)</p>	<p>(研究部門)</p>
<p>第 5 条 再生医科学研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第 5 条 } (同 左)</p>
<p>生体機能学研究部門</p>	
<p>生体組織工学研究部門</p>	
<p>再生統御学研究部門</p>	
<p>再生医学応用研究部門</p>	
<p>(後 略)</p>	
	<p>附 則</p>
	<p>この規程は、平成 20 年 12 月 24 日から施行し、改正後の第 2 条及び第 4 条の 2 の規定は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。</p>